

藤沢市図書館業務員に関する規則の廃止について

藤沢市図書館業務員に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

2020年（令和2年）1月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 廃止する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2020年（令和2年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、特別職非常勤職員となる者の要件が厳格化されたことに伴い、非常勤職員として設置している藤沢市図書館業務員を廃止する必要による。

藤沢市図書業務員に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市図書業務員に関する規則を廃止する規則

藤沢市図書業務員に関する規則（平成4年藤沢市教育委員会規則第3号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○藤沢市図書業務員に関する規則

平成4年3月31日

教委規則第3号

改正 平成7年3月24日教委規則第7号

平成18年3月22日教委規則第9号

平成21年3月22日教委規則第14号

平成23年3月30日教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、図書館の円滑な運営と活動の充実を図るため、図書館に非常勤の職員として図書業務員(以下「業務員」という。)を置き、その職務、資格その他必要な事項を定めるものとする。

(職種及び業務)

第2条 業務員は、次の表の左欄に掲げる職種に応じ、総合市民図書館長の指示に従い、市民図書館又は市民図書室において、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行うものとする。

職種	業務
図書業務員(専門)	(1) 成人・児童サービス、視聴覚、各種行事の開催、市民図書室などに関わる企画・運営業務 (2) 図書業務員(一般)の業務 (3) 図書業務員(一般)及び臨時職員への指導・助言 (4) その他館長が必要と認めた業務
図書業務員(一般)	(1) 貸出・返却及び予約業務 (2) 読書案内業務 (3) 資料選定及び資料整理業務 (4) 各種行事の開催業務 (5) その他館長が必要と認めた業務

(平成18教委規則9・全改)

(資格)

第3条 業務員は、次のいずれかの資格を備える者とする。

- (1) 司書、司書補又は司書教諭の資格を有する者
- (2) 社会教育又は学校教育の活動に携わった経験を有する者
- (3) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 業務員の任期は、1年を超えない期間とする。

2 教育委員会は、業務員を再任することができる。

(平成7教委規則7・平成23教委規則11・一部改正)

(勤務時間)

第5条 業務員の勤務時間は、1週間当たり29時間以内とし、その割り振りについては、総合市民図書館長が別に定める。

(平成7教委規則7・平成18教委規則9・平成21教委規則14・一部改正)

(委嘱)

第6条 業務員は、第3条に定める資格を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(平成23教委規則11・一部改正)

(報酬等)

第7条 業務員の報酬等は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

(委任)

第8条 この規則の運営等について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(藤沢市図書館サービス業務員に関する規則の廃止)

2 藤沢市図書館サービス業務員に関する規則(平成2年藤沢市教育委員会規則第9号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、旧藤沢市図書館サービス業務員に関する規則の規定により委嘱されている図書館サービス業務員は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その者の委嘱期間については、なお従前の規定による。

附 則(平成7年教委規則第7号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第9号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第14号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。